

第十三号議案

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、江戸川区における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第二条 法第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定による条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）に定めるところによる。

(申請者の要件)

第三条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る法第二十一条の五の十五第一項の指定の申請については、この限りでない。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区児童相談所の設置に伴い、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定に基づき、江戸川区における指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定める必要があるもので、本案を提出いたしました。